

第三次循環型社会形成推進基本計画の点検のための 関係府省ヒアリングについて

1. ヒアリング内容

今回は第三次循環基本計画が策定（平成 25 年 5 月 31 日）されて初のフォローアップであり、また、前回点検（平成 23 年度）から 3 年近く経過していることから、同計画の主要部分を網羅的にヒアリングする。

具体的なヒアリング内容としては、「第三次循環基本計画（平成 25 年 5 月 31 日閣議決定）のポイント」を基本に、今年度の環境基本計画（物質循環部分）の進捗点検で取り上げられた項目（①循環分野における環境産業育成②国際的な取組の推進）は、既に本部会でヒアリング済みであることから、同項目を除いて主だった項目を網羅するよう設定する。

その上で、ヒアリング対象とする省庁は、循環基本計画において関連の施策が記載されている省庁とする。

（1）質にも着目した循環型社会の形成

- ① 2R の取組がより進む社会経済システムの構築（環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省）（計画第 5 章第 2 節・1（1））
- ② 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築（環境省、経済産業省、農林水産省）（計画第 5 章第 2 節・1（4））
- ③ 災害時の廃棄物処理システムの強化（環境省、国土交通省）（計画第 5 章第 2 節・1（5））
- ④ 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組と、地域循環圏の高度化（環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省）（計画第 5 章第 2 節・2 及び 3）
- ⑤ 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用（環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省）（計画第 5 章第 2 節・4）

（2）東日本大震災への対応

- ① 災害廃棄物の処理（環境省・国土交通省）（計画第 5 章第 4 節・1）
- ② 放射性物質に汚染された廃棄物の処理（環境省）（計画第 5 章第 4 節・2）

2. ヒアリング対象

以上より、【環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省】にヒアリング依頼をし、11 月 14 日の循環型社会部会で発表いただくこととする。